

みえ家庭教育応援方針（仮称）策定業務委託仕様書

1 目的

「みえ家庭教育応援プラン」(三重県、平成 29 年3月発行)(以下、「現行プラン」という。)の策定から5年が経過し、この間、ICTの社会生活への浸透や新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している。加えて、子どもの貧困やヤングケアラーなどこれまで家庭内の問題として扱われていたことが、社会問題として認識されるようになってきている。

このことから、この5年間の家庭や子どもの育ちをめぐる現状と課題を分析したうえで、現行プランの内容を見直すこととし、今後の家庭教育応援の方向性や家庭教育の充実に向けて講じることが望ましい取組方策等を示す「みえ家庭教育応援方針（仮称）」(以下、「方針（案）」という。)を策定する。

<参考>現行プランは下記URLを参照

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0001500049.htm>

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から令和5年3月27日（月）まで

(2) 方針（案）策定業務の主な内容

方針（案）の策定にあたっては、次の業務を想定しています。このうち、本業務委託においては、③、④、⑤、⑦を受託者に実施していただきます。

①県庁内関係課による会議の開催、家庭教育にかかる取組の照会・取りまとめ（県）

②外部検討委員会の委員選定、会議にかかる日程調整、各委員への謝金・旅費の支払い、会議当日の司会・進行（県）

③外部検討委員会にかかる事務として、県担当者との事前打ち合わせ、資料作成、会議当日の参加、会議内容の取りまとめ

④先進的な取組の調査、資料作成

⑤子どもを取り巻く現状や家庭教育等にかかるデータ収集、グラフ等作成

⑥県内の家庭教育支援チーム（家庭教育支援に携わる団体）への取組概要等の聞き取り調査、調査内容の取りまとめ（県）

※①の会議内容や⑥の調査結果等について、県担当者が取りまとめの上、受託者と情報共有します。

⑦上記をふまえた方針（案）の作成

3 委託業務の詳細

(1) 外部検討委員会にかかる事務

方針（案）の策定にあたって開催する、県が指定する有識者等を委員とする外部検討委員会（3回）において、下記の業務を行う。

①県担当者との事前打ち合わせ、資料作成

外部検討委員会（以下、「会議」という。）の開催前において、県担当者と会議にかかる資料の打ち合わせを行い、会議当日に配付する資料を作成する。

【打ち合わせ回数】会議ごとに2回以上。Web会議システムを活用したオンラインに

よる打ち合わせも可とする。

【資料作成】上記の打ち合わせをふまえ、資料案を作成し、県担当者との協議を経て決定する。なお、資料は会議前日までに県担当者が加工できる電子データで提出する。（会議当日に配付する資料は県で印刷する。）

②会議当日の参加、会議内容の取りまとめ

会議当日は、①の事前打ち合わせを踏まえ、会議に参加するとともに、会議終了後には、会議内容を取りまとめのうえ、県担当者へ提出する。なお、会議は県が指定する会場に委員、受託者、県担当者が集まって開催することを基本とするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンラインによる開催とすることもある。

【司会進行等】会議の運営、県担当者との役割分担については、①の事前打ち合わせ時に協議する。

【会議内容】委員の主な発言内容を取りまとめのうえ、会議当日から5日以内を目途に、県担当者へ電子データで提出する。

(2) 先進的な取組の調査、資料作成

家庭教育にかかる先進的な取組を行う県内外の団体（自治体、NPO等）3団体以上からヒアリングを行い、その内容を取りまとめる。

①先進的な取組を行う団体へのヒアリング

ヒアリングを行う団体は、受託者において県担当者へ提案し、協議のうえ決定するものとする。受託者は、当該団体に連絡を取って日程調整のうえ、各団体の取組等を取材（写真撮影を含む）する。取材は各団体の指定する場所に伺うことを基本とするものの、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、県担当者との協議のうえオンラインを活用する。

【団体（先進的な取組）を選定する際の視点（例）】

- ・今後の三重県及び県内市町の取組の参考となるもの
- ・統計データ等で効果が確認できるもの
生活習慣、学習習慣、運動習慣、読書習慣の定着など
- ・ICTの普及をふまえた取組
- ・支援が届きにくい家庭に対する取組
- ・自治体と他の主体（NPO、企業等）が連携した取組
- ・コロナ禍での新しい生活様式をふまえた取組

②ヒアリング内容の取りまとめ

①の取材をもとに内容を取りまとめ、県担当者へ加工できる電子データで提出する。当該データは、(1)の会議資料や方針（案）への掲載などに使用する予定である。

(3) 子どもを取り巻く現状等や家庭教育にかかるデータ収集、グラフ等作成

現行プランの第2章を参考に、子どもや子育て家庭を取り巻く環境やその変化を表すデータを収集するとともに、グラフ等を作成する。データ収集にあたっては、特にこの5年間における変化が大きい項目、子どもや子育て家庭への影響が大きいと考えられる項目を中心に提案すること。(1)①の打ち合わせ時等において、県担当者から別途、追加データ

の収集、グラフ等作成を依頼することがある。

収集したデータ、作成したグラフ等は、県担当者へ加工できる電子データで提出する。また、方針（案）に掲載する項目については、県担当者との協議のうえ決定する。

（４）方針（案）の作成

上記２（２）①～⑥をふまえるとともに、県担当者との協議のうえ、方針（案）を作成する。

【打ち合わせ回数】県担当者との（１）①の打ち合わせのほか、別途、方針（案）作成に向けた打ち合わせを概ね５回以上行う。打ち合わせは、オンラインによるものでも可とする。

【方針（案）作成】方針（案）の策定にあたっては、家庭教育にかかる県庁内関係課の取組や考え方に対して、外部検討委員会で意見等をいただき、それらを整理の上取りまとめることとする。加えて、子どもを取り巻く現状や家庭教育等にかかるデータから作成した表やグラフ、先進的な取組の調査結果をまとめたものを掲載する予定である。

方針（案）はＡ４サイズで作成するとともに、ページ数については現行プランのページ数程度を基本とする。

令和４年１１月１１日（金）までに中間案、令和５年２月１３日（月）までに最終案を提出のうえ、県担当者の確認を受けるとともに、県担当者から修正指示があった場合は令和５年３月２４日（金）までに最終案を修正したものを提出するものとする。なお、それぞれの内容については、県担当者との都度協議するとともに、指示に従うものとする。また、中間案、最終案、最終案を修正したものは、それぞれ県担当者へ加工できる電子データで提出する。（中間案、最終案、最終案を修正したものを会議の資料とする場合、および最終的な方針（成案）は県で印刷する。）

４ 契約条件

- （１） 委託業務名 みえ家庭教育応援方針（仮称）策定業務
- （２） 委託期間 契約日から令和５年３月２７日（月）まで
- （３） 成果品
 - ①外部検討委員会（３回）の会議資料
 - ②外部検討委員会（３回）の会議内容をまとめたもの
 - ③先進的な取組を行う団体へのヒアリング内容をまとめたもの
 - ④子どもを取り巻く現状等や家庭教育に関して収集したデータ、作成したグラフ等
 - ⑤方針（案）にかかる中間案、最終案、最終案を修正したもの※上記①～⑤については、県で加工できる電子データ（Microsoft Word データを基本とする）にて提出すること。
- （４） 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課（津市広明町１３番地）
- （５） 納入期限等 納入期限は⑤を除いて別途、県との協議のうえ決定することとする。⑤は３（４）のとおりとする。
なお、納入にあたり、いったんは県担当者へ電子メールによる提出を可とし、業務の完了報告書の提出に合わせて、①～⑤をDVD等の外部記憶媒体にて納品すること。

(6) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

5 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある

場合は、発注所属と協議を行うこと

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.1 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、本仕様書に定める業務の実施が困難となった場合には、事前に県と協議のうえ、仕様の見直し等必要な対応を決定することとする。

1.2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：糟谷（かすや）

Tel：059-224-2404 FAX：059-224-2270 E-mail：shoshika@pref.mie.lg.jp